



派遣受入れ前の面接は禁止ですか

派遣社員を受け入れる際、派遣会社の社員が、当然のように、本人を連れて来社し、面接を実施している派遣先があるそうです。しかし、派遣法では事前面接を禁止していると聞きました。厳密にいうと、このような行為は法律に違反しているのですか。

派遣社員を雇うのは、派遣元会社です。面接を実施して、採用の可否を決めるのも、派遣元会社であり、派遣法では、事前面接等の実施に関して、規制を設けています。

まず、派遣法第26条第7項では、「派遣先は、(紹介予定派遣を除き)派遣労働者を特定することを目的とする行為をしないように努めなければならない」と規定しています。また、「派遣先が講ずべき措置に関する指針」では、「特定目的行為の禁止」という項を設け、「事前面接、履歴書送付、若年者限定など派遣労働者の特定目的行為を行わないこと」と定めています。

ですから、派遣元は、派遣先から事前面接を要求された場合にも、法第26条第7項、指針等を示して、「派遣先はいわゆる事前面接などの特定目的行為を行ってはならない」旨、説明すべき立場にあるといえます。

